

倉吉市上下水道局告示第14号

下米積地区農業集落排水施設について、公示した排水区域を変更するので、倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例(平成3年倉吉市条例第15号)第5条の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

令和2年9月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

1 供用を変更する年月日

令和2年9月1日

2 新たに供用を開始する排水地域

倉吉市上米積 530 番地 1 ・ 558 番地 1

3 排水施設の位置

倉吉市下米積 1451 番地 1

4 縦覧期間

令和2年9月1日から9月15日まで(倉吉市の休日を定める条例(平成元年3月10日条例第2号)第2条に規定する市の休日を除く。)

5 縦覧場所

鳥取県倉吉市葵町 722 番地

倉吉市上下水道局(倉吉市役所本庁舎)